

公立大学法人大阪における会計監査人候補者の選定に関する業務仕様書

1 業務の名称

公立大学法人大阪における会計監査人業務

2 目的

公立大学法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定により、同法第34条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けることが義務付けられています。また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（大阪府知事、大阪市長）が選任することになっています。

当法人は平成31年4月に公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学が法人統合することで設立し、令和4年4月に大阪公立大学を開学したことで、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校を含めた1法人3大学1高専の体制となりました。そして、令和7年4月からは第2期中期目標期間を開始しています。

そこで、経済性に優れていることのみならず、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施を見込める会計監査人候補者を、公募型プロポーザルにより募集するものです。

3 監査対象機関及び所在地

機関名	所在地
法人本部	大阪府大阪市城東区森之宮1丁目6番85号3階
森之宮キャンパス	大阪府大阪市城東区森之宮2丁目
中百舌鳥キャンパス	大阪府堺市中区学園町1番1号
羽曳野キャンパス（2025年9月閉鎖予定）	大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号
りんくうキャンパス	大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の58
杉本キャンパス	大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138
阿倍野キャンパス	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-4-3
大阪公立大学工業高等専門学校（2027年4月移転予定）	大阪府寝屋川市幸町26-12
医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1-5-7
大阪健康長寿医科学センター（2027年開設予定）	大阪府大阪市住之江区東加賀屋1丁目

4 業務の内容

法第35条の規定により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定により意見書の提出業務等として以下の業務を行うこととします。

(1) 財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書について法令等の規定に基づき行う監査業務

- ・予備調査・監査計画の策定
- ・期中監査
- ・期末監査

- ・ 監査報告書の提出
- (2) 理事・監事との連携業務
 - ・ 監査計画についての説明・意見交換
 - ・ 監査報告書についての説明・意見交換
 - ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等
- (3) 内部監査部門との情報共有・連携業務
- (4) 会計指導・支援業務
- (5) 新病院設立にかかる会計指導・支援業務

5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士を含む監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行うこと。

契約締結後、企画提案書に記載の者がやむを得ない理由で交代する場合は同等以上の者を充て、発注者にその承認を得ること。

6 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法、大阪府個人情報保護条例及び大阪市個人情報保護条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この義務は事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

本監査業務に関して、委託者から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに業務終了後、速やかに廃棄又は返却すること。

本業務に関して、委託者から提供を受けた資料等について、委託者の許可なく複写又は複製してはならない。また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること

(4) 特記事項

1. 往査場所は、法人本部、森之宮キャンパス、中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス、りんくうキャンパス、杉本キャンパス、阿倍野キャンパス、大阪公立大学工業高等専門学校、医学部附属病院及び大阪健康長寿医科学センターとする。
2. 本契約については、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例等に準拠し、大阪府及び大阪市と同様の措置を講じるほか、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱に定める、不当介入にかかる委託者への報告・届出を怠った場合は、別添「特記仕様書」のとおり、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

7 過去の監査実績

監査時間

監査区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
予備調査、監査計画の策定	11時間	15時間	19時間
期中監査、システム監査	855 時間	878 時間	737 時間
固定資産実査、棚卸立会等	16 時間	26 時間	17 時間
期末監査（事務所内作業含む）	613時間	844時間	817時間
計	1,495時間	1,763時間	1,590時間

8 監査時の主な提出資料

項目	主な提出書類	期中監査	期末監査
システム監査	各種システムに関する質問書	○	
財務全体	役員会等議事録	○	○
	合計残高試算表、総勘定元帳	○	○
	剰余金に関する説明資料	○	○
収入	収入に関する根拠書類	○	○
旅費・謝金	旅費、謝金等の支出に関する根拠書類	○	○
支出経費	購買等支出に関する関係書類	○	○
固定資産	固定資産及びリースの増減に関する決裁	○	○
	新規取得資産の一覧表	○	○
	除却資産の一覧表	○	○
	減価償却仕訳の根拠資料		○
	リース資産一覧表		○
	財源別固定資産総括表		○
外部資金	外部資金受入に関する決裁		○
	プロジェクト執行状況表		○
図書等	図書の増減に関する決裁	○	○
	図書の増減及び残高に関する集計表等	○	○
	文献複写料に関する決裁	○	○
	不明図書処理一覧表	○	○
	製本による増加に関する決裁		○
	外国雑誌等年間契約に関する決裁		○
棚卸資産	棚卸資産に関する根拠書類	○	○
有価証券	有価証券残高内訳表	○	○

	有価証券評価額計算書	○	○
	基金運用状況表・余剰金運用状況表	○	○
人件費	人件費支出に関する決裁	○	○
	給与台帳	○	○
	給与に関する伝票	○	
	教職員の現員表	○	○
資金	各種口座別残高一覧表	○	○
	預り金調べ(集計表)	○	○
	預金残高一覧	○	○
	現金出納簿	○	○
	小口現金出納簿	○	○

訴訟	訴訟・損害賠償一覧	○	○
未収金	未収金の内訳表		○
未払金	相手先別の債務一覧		○
仮払金、仮受金	仮払、仮受残高内訳書		○
預り金	預り金の残高資料		○
借入金	借入金に関する原義、契約書、入金書類		○
運営費交付金	運営費交付金の内訳が分かる書類		○
学納金	学生納付金収入に関する決裁		○
	学生納付金の内訳表、調定額調べ		○
	授業料免除に関する書類		○
収益化	運営費交付金、授業料債務、外部資金の収益化根拠書類		○
目的別振替	費用を目的別に振り替えるための根拠資料		○
経過勘定	未収収益等経過勘定に関する根拠書類		○
未払消費税	消費税算出根拠書類		○
決算整理伝票	決算整理伝票の根拠書類		○
退職給付	退職給付増加見込額算出根拠資料		○
財務諸表		—	—
公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト	機会費用の算出根拠書類		○
キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー精算書		○
決算報告書	収入・支出予算に対応した決算額根拠書類		○
事業報告書	事業報告書		○

9 公立大学法人大阪の概要

大学概要及び財務諸表等については、下記ホームページにて参照のこと。

- ・ 公立大学法人大阪ホームページ
<https://www.upc-osaka.ac.jp/>
- ・ 公立大学法人大阪ホームページ 財務情報
https://www.upc-osaka.ac.jp/info/upco_info/financial/
- ・ 大阪公立大学ホームページ
<https://www.omu.ac.jp/>
- ・ 大阪公立大学工業高等専門学校ホームページ
<https://www.ct.omu.ac.jp/>
- ・ 大阪公立大学医学部附属病院ホームページ
<https://www.hosp.omu.ac.jp/>
- ・ 公立大学法人大阪に係る第2期中期目標
https://www.upc-osaka.ac.jp/assets/upco_2nd_midtermobjectives.pdf

(別添)

特記仕様書

I 不当介入に対する報告等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、公立大学法人大阪及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、公立大学法人大阪及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。